

南国税務署からのお知らせ

税務署の確定申告会場は平成30年2月16日(金)から3月15日(木)開設!

- ☆ 税務署の確定申告会場の開設期間は、平成30年2月16日(金)から3月15日(木)まで(土、日曜日を除く。)です。
- ☆ 受付時間は、午前8時30分から午後4時です。ただし、会場の混雑状況により、午後4時前であっても受付を終了させていただく場合があります。
- ☆ 期間中(特に午後2時以降)確定申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくこともありますので、ご自宅で申告書が作成できる国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を是非ご利用ください。


マイナンバーの記載忘れにご注意ください!

- ☆ 平成29年分の所得税、贈与税及び消費税の確定申告書につきましては、マイナンバーの記載と本人確認書類(例1:マイナンバーカード、例2:通知カードと運転免許証など)の提示又は写しの添付が必要です(申告書等提出の都度必要ですので、前年分の申告書に記載・提示等された方も同様です。)
- また、郵送等による提出の際には本人確認書類の写しの添付をお願いします。
- ☆ マイナンバーカードでe-Taxが利用できます。
- ※e-Taxのご利用に当たっては、事前に開始届出書の提出、マイナンバーカード又は住民基本台帳カード、ICカードリーダーライタの購入などの事前準備が必要です。
- 詳しくは、e-Taxホームページ(イータックスで検索)をご覧ください。

医療費控除が改正になりました!

- ☆ 平成29年分の確定申告から、医療費控除を受けられる場合には、医療費領収書の提示・提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。
- ※領収書は自宅で5年間保存し、税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。
- ※平成31年分までの確定申告では、これまでどおり領収書を提出することも可能です。
- ☆ 医療費控除の申告・医療費控除の明細書は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。作成した申告書等は、「e-Taxを利用して送信」するか、「印刷して税務署に郵送」することもできます。

■問い合わせ/ 南国税務署 ☎863-3215



農家レストラン まほろば畑

営業日のお知らせ(2月分)

営業時間 10:50~14:10	6日 たちばなグループ
入店時間 (各60分間の総入れ替え方式) ①10:50 ②12:00 ③13:10	13日 休み(まほろば畑休業日)
料金	20日 岡豊高校×味噌コラボレストラン
大人(中学生以上)..... 1,000円	27日 休み(まほろば畑休業日)
小学生..... 700円	
3歳以上小学生未満..... 300円	
幼児..... 無料	

当日は10:30より各時間帯のお食事券を購入できます。ご予約も1名様から承っております。各営業日の前日までにご連絡ください。(※受付は平日のみ)混雑時は、ご予約いただいたお客様にも相席をお願いする場合がございます。ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

■予約・問い合わせ/農林水産課 ☎880-6559

【2月20日の営業について】
岡豊高校生活文化系3年生と味噌グループのコラボレストランを予定しています。予約枠は各回先着50名様となります。みなさまのご来店をお待ちしております。

「今日は火曜日!まほろば畑に行きたい!でも席の状況がわからない...」となった場合、下記連絡先へお気軽にお問い合わせください。

☆まほろば畑 当日専用電話☆
TEL: 080-2975-9925

※当日以外はつながりませんのでご注意ください。

税務課からのお知らせ

住民税(市・県民税)の申告

「収支内訳書」・「医療費控除の明細書」の作成はご自身で!

- 申告受付の効率化と個人情報保護のため、市役所1階ホールに受付会場を設置し、申告内容や添付書類などを確認した後、順次申告窓口にご案内しています。
- 「収支内訳書」や「医療費控除の明細書」の集計など添付資料を作成していない場合は、本人に作成していただいたからの受付となりますので、添付資料は事前に作成の上、申告にご来庁ください。
- 年金受給者などの方で所得税の申告をする方についても、期間中は市役所で申告を受付できます。e-Tax申告も可能です。
- なお、所得税の確定申告を済ませた方は住民税の申告は必要ありません。
- 申告期間: 2月16日(金)~3月15日(木)
- 受付時間: 午前8時30分~午前11時、午後1時~午後4時
- 備考: 「医療費控除の明細書」には、治療を受けた人、病院・薬局別にそれぞれ合計金額等の記載が必要です。なお、確認のため医療費の領収書も持参してください。

要介護認定を受けている方へ

- 介護保険の要介護認定を受けている方は、確定申告(所得税)や市・県民税などの申告をする際に次の控除を受けられる場合があります。
- 障害者控除/対象年の12月末日時点において、南国市で介護認定を受けている方のうち、要介護2~5の65歳以上の方は、障害者手帳交付の有無に関わらず、障害者控除の対象となります。その場合には、長寿支援課が発行する「障害者控除対象者認定書」が必要です。
- 医療費控除/施設に入所または在宅サービスを利用している方が負担しているサービス料の中で、医療費控除に該当するものがありますので、控除を希望する方は「医療費控除の明細書」を添えて申告してください。認められる医療費から一定の金額を差し引いた分が控除対象となります。なお、確認のため、当該領収書も持参してください。
- ※「障害者控除対象者認定書」の発行については、長寿支援課介護保険係(☎880-6556)まで

ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用される方へ

- 平成29年中にふるさと納税をされた給与所得者等の方で、次の①~④のいずれかに該当する方は、ふるさと納税ワンストップ特例制度が適用できませんのでご注意ください。(ふるさと納税ワンストップ特例制度とは、ふるさと納税をした給与所得者等が、確定申告しなくても翌年度住民税の寄附金税額控除を受けることができる制度です。)
- ① 確定申告をする必要がある方
- ② 平成30年度(平成29年分)個人市民税・県民税申告書を提出された方
- ③ 申告特例通知書を送付した地方団体数が6以上となる方
- ④ 賦課期日現在(平成30年1月1日)に南国市に住民票がない方
- ※確定申告が必要になった方は、確定申告をする際に寄附先の市町村から交付される寄附金の受領証明書が必要となります。

■問い合わせ/ 税務課市民税係 ☎880-6554